令和4年度第11回五島市農業委員会総会会議議事録

開会日時	令和5年2月27日　午後1時30分							
閉会日時	令和5年2月27日　午後3時35分							
場　所	五島市役所新本館3階会議室（3-A,B,C）							
農業委員出席委員（17名）	1	南　忠明			3	山﨑　早苗	4	○○
	5	荒木　富男	6	○○			8	山本　実雄
	9	小林　善孝	10	古里　善秀	11	寺脇　八夫	12	長尾　五男
	13	上村　孝幸	14	角田　隆章			16	本村　元
	17	寺坂　誠一	18	林　賢市	19	山田　勝久		
欠席委員（4名）	2	出口　幸博	7	中村　耕二				
推進委員出席委員（名）								
欠席委員（名）								
署名委員	4	○○	5	荒木　富男				
事務局	事務局長：吉田　典昭　次長：藤原　勝栄　係長：阿野舞子　事務職員：浜上研人 嘱託員：井川勝博							
	分室　富　江：設楽係長　三井楽：安永係長　奈留：荒木係長 岐　宿：江頭分室長　玉之浦：熊川主査							

	議　題	件　　名	結　　果
上程案件及び処理結果	議案第 83 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可　　決
	議案第 84 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可　　決
	議案第 85 号	農地法第 4 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 86 号	農地法第 5 条の規定による許可後の変更承認申請に係る意見について	可　　決
	議案第 87 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可　　決
	議案第 88 号	農用地利用集積計画の決定について	可　　決
	議案第 89 号	農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について	可　　決
	議案第 90 号	農用地利用配分計画（案）に対する意見について	可　　決
	議案第 91 号	農地法第５２条の規定による賃借料情報の提供について	可　　決
	議案第 92 号	五島市農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の年額の報酬の支給に関する規則の一部改正について	可　　決
	議案第 93 号	五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正について	可　　決

＝午後1時30分　開会＝

□事務局

それでは、令和4年度　第11回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせて頂きます。

本日は、2番　出口幸博　委員、7番　中村耕二　委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、18名中16名となります。

よって、五島市農業委員会総会　会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

これからの総会の進行を山田会長にお願いしたいと思いますが、その前に、本来であれば前回の総会時にお願いをするべきでございましたが、間に合わずに8月の改選へのご協力をお願いする手紙を出させていただいております。2月6日から3月3日まで募集をしております。ぜひご理解をいただきましてご協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、これからの進行を山田会長にお願いいたします。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。

事務局から報告がありましたように、1月総会時に云えておりませんでしたので、事務局と相談し急遽手紙を出させていただきました。そういうことで了承をお願いします。

それと、局長が議会中のため欠席をしております。途中から入るかもしれませんが許可をお願いします。

それでは、出席委員は定足数に達しました。これより、令和4年度第11回五島市農業委員会総会を開会いたします。

○議長（会長）

それでは、議案第83号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長

議案第83号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年 1 回農地法第 30 条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第 32 条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について　第 4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行なっております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2ページから6ページをご覧ください。今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたものは、田 38 筆、畑 45 筆で、面積は 64,782 ㎡となっております。4月からの累計は、田 650 筆、畑 2,977 筆、樹園地 1 筆で、合計面積は 1,989,012 ㎡となっております。

以上です。

○議長（会長）

質疑を行います。

―質疑応答―

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第83号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」という者あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第83号につきましては、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第84号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

7ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第 3 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第 2 項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

9ページをご覧ください。

議案第84号

1番　権利：使用貸借権　設定期間は5年

所在：岐宿町　田5筆　　5,041 ㎡

譲渡理由：孫が就農するため、無償で貸し付ける。

譲受理由：祖父より農地を借り受け、農業を開始する。

2月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

議案第84号の1番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。議案第84号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の1番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第84号2番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

2番　権利：使用貸借権　設定期間は5年

所在：岐宿町　田2筆　　3,906 ㎡

譲渡理由：子が就農するため、無償で貸し付ける。

譲受理由：父より農地を借り受け、農業を開始する。

2月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。

以上です。

○議長（会長）

議案第84号2番について質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。

―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第84号2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の2番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第84号3番を審議いたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

3番　権利：使用貸借権　設定期間は5年
所在：岐宿町　田4筆　　3,553 ㎡
譲渡理由：新規就農者へ農地を貸し付ける。
譲受理由：貸人より農地を借り受け、農業を開始する。
2月16日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号3番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号3番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の3番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第84号4番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
10ページをお開きください。
4番　権利：使用貸借権　設定期間は5年
所在：岐宿町　田3筆　　5,952 ㎡
譲渡理由：子が就農するため、無償で貸し付ける。
譲受理由：父より農地を借り受け、農業を開始する。
2月16日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号4番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）

質疑はございませんか。
—挙手なし—

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号4番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
—賛成委員は挙手—

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の4番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第84号5番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
5番　権利：使用貸借権　設定期間は5年
所在：岐宿町　田2筆　　2,677 ㎡
譲渡理由：新規就農者へ農地を貸し付ける。
譲受理由：貸人より農地を借り受け、農業を開始する。
2月16日に岐宿地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号5番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
—質疑応答—

□委員
5番だけではなくて、1番から5番までの間に新規就農支援資金を国からいただきながら営農を開始するんだろうと思うんですが、このあいだ下限面積の撤廃をされるということだったんですが、この新規就農も同じように扱うのかどうかその辺を調査して報告する必要があるんではないかと思うんですが。

○議長（会長）
4 月からは全然面積はなしにして、地域との連携等をどう見るのかということを話し合っています。

□委員
今話合いをしているということですね。
新規就農の場合は特にですね、国の事業ということもあるし市が認めるところなんでしょうけども、やっぱり最低の規定がないと難しいところもあるし利用状況も半年に 1 回とか報告をしているようですので、もうちょっと面積のところをもう一回藤原(次長)さんのほうで聞いていただければと思います。

□事務局

あとの報告の3番のところで話をしようと考えているんですが、そこの下限面積というのは農地法3条2項の第5号で面積要件がありまして、その中で各地域の事情に応じて10アール以上で設定していいとあるんですけど、そこのただし書きが施行規則にもつながってくるんですけど、農地法3条2項の第5号がまるまるなくなってしまうので、下限面積というのは一切なくなってしまうということです。それ以外の常時従事要件とか周囲に影響を与えないとか、あとは持っている農地をすべて耕作するこの3つは残りますのでそこでやっていかなければいけないのかなと思ってます。

□委員

問題は、そこで普通に第3条だけならいいけども、国の事業等をやる場合に問題があるんじゃないかと私は懸念する。

□事務局

3条の要件4つが3つになるということは決定していますので、その補助金・事業側の要件というところを農林課と連携しながらやっていきたいと思っています。

○議長（会長）

今の件につきましては、県下各市町の意見を訊きながら進めていきたいと思っています。
その結果を3月の総会で分かる範囲でおつなぎしたいと考えております。

○議長（会長）

質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号5番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の5番は許可されました。

○議長（会長）

次に、議案第84号6番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局

6番　権利：使用貸借権　設定期間は5年
所在：三井楽町　田1筆　3,070㎡
畑3筆　11,398㎡
計4筆　14,468㎡
譲渡理由：無償で当該地を貸し付ける。
譲受理由：当該地を借り受け、新規就農者として農業経営を開始する。
2月16日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2

項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号6番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号6番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の6番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第84号7番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
7番　権利：所有権移転　交換
所在：上崎山町　畑１筆　　2,211 ㎡
譲渡理由：農業用施設として使用している土地(クラスター事業)と申請地を交換する。（上崎山町（雑種地)、上崎山町（宅地））
譲受理由：農業用施設用地として貸している(クラスター事業)土地と申請地を交換する。
２月１６日に崎山地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号7番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

□委員
クラスター事業とは具体的にどういうことなのか教えていただけないでしょうか。

□事務局
主に牛舎建設です。農協が土地所有者と契約して建物を建てその建物を畜産農家に貸し付ける、農協はリース料を使用者から徴収するといった事業です。

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号7番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の7番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第84号8番を審議いたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
8番　権利：所有権移転　有償
所在：三尾野町　畑3筆　　1,611 ㎡
譲渡理由：就農する見込みがないので譲渡したい。
譲受理由：社会福祉事業の一環として、譲り受け現状のままブルベリー園として使用したい。
休耕状態の部分にも新植する。
2月16日に福江地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。
以上です。

○議長（会長）
議案第84号8番について質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
質疑はございませんか。
―挙手なし―

○議長（会長）
挙手がないようですので、採決いたします。
議案第84号8番を許可することにご賛成の方は挙手願います。
―賛成委員は挙手―

○議長（会長）
出席委員の過半数に達しています。よって議案第84号の8番は許可されました。

○議長（会長）
次に、議案第85号、「農地法第第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とし

ます。
事務局の説明を求めます。

□事務局

議案説明の前に農地法第 4 条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。11から12ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができると認められる場合以外は許可できるとなっております。また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

それでは、13 ページの議案第 85 号の 1 番をご説明いたします。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができるとなっております。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も牛舎及び住宅用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については、合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

続きまして、14 ページの議案第 85 号の 2 番をご説明いたします。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の準住居地域に用途設定された第 3 種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も廃車等置場用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とする計画です。

最後に、15 ページの議案第 85 号の 3 番をご説明いたします。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も事務所・住宅用地として使用しますので被害の発生の恐れは無いと思われます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

以上です。

○議長（会長）

次に、議案第85号に対する地区協議会会長の報告を求めます。

質疑は、各地区協議会会長報告のあとに行います。

始めに、議案第85号の1番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

（登壇）

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第85号の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長（会長）

大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第85号の2番に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長

（登壇）

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第85号の2番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長（会長）

福江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第85号の3番に対する岐宿地区協議会会長の報告を求めます。

□岐宿地区協議会会長
（登壇）
岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第85号の3番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第4条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。
以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長（会長）
岐宿地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。
議案第85号の1番から3番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第85号1番から3番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第86号、「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請に係る意見について」を審議したいと思いますが、本件と議案第87号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」の1番から2番については、それぞれ関連することから、同時に審議いたします。
それでは、議案第86号の1番及び議案第87号の1番について事務局の説明を求めます。

□事務局
（参照条文および議案第86号の１番と議案第87号の1番を説明）

○議長（会長）
次に、本案に対する福江地区協議会会長の報告を求めます。

□福江地区協議会会長
（登壇）
福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第86号の1番及び議案第87号の1番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第86号の1番は、承認相当及び議案第87号の1番は、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長（会長）
福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり採決します。
議案第86号の1番に対する福江地区協議会会長の報告は承認相当、議案第87号の1番に対する福江地区協議会会長の報告は、許可相当であります。
報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第86号の1番は承認相当、議案第87号の1番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）
次に、議案第86号の2番及び議案第87号の2番を審議します。
なお、議案第86号の2番及び議案第87号の2番については、1番委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。
－1番退席－

○議長（会長）
事務局の説明を求めます。

□事務局
（議案第86号の2番及び議案第87号の2番の説明）

○議長（会長）
次に、本案に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長
（登壇）
本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。
ただいま議題となりました、議案第86号の2番及び議案第87号の2番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。
本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、議案第86号の2番は、承認相当及び議案第87号の2番は、許可相当とすべきものと決しました。
以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。
（降壇）

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第86号の2番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は承認相当、議案第87号の2番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、それぞれ、承認相当及び許可相当とすることに異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第86号の2番は承認相当、議案第87号の2番は、許可相当と決しました。

1番　委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

○議長（会長）

つづきまして、議案第87号の3番から5番を審議します。

事務局の説明を求めます。

□事務局

（議案第87号の3番から5番を説明）

○議長（会長）

次に、議案第87号の3番から5番に対する地区協議会会長の報告を求めます。

始めに、議案第87号の3番に対する大津・奈留地区協議会会長の報告を求めます。

□大津・奈留地区協議会会長

（登壇）

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第87号の3番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終ります。（降壇）

（降壇）

○議長（会長）

大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第87号の4番に対する本山・大浜地区協議会会長の報告を求めます。

□本山・大浜地区協議会会長

（登壇）

本山・大浜地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第87号の4番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長（会長）

本山・大浜地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、つづきまして、議案第87号の5番に対する富江地区協議会会長の報告を求めます。

□富江地区協議会会長代理

（登壇）

富江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第87号の5番について、当協議会は去る2月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で富江地区協議会の報告を終ります。

（降壇）

○議長（会長）

富江地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。

議案第87号の3番から5番に対する各地区協議会会長の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第87号3番から5番は、許可相当と決しました。

○議長（会長）

次に、議案第８８号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

（参照条文を説明）

○議長（会長）

それでは、議案の1番1から1番3を審議します。

なお、本案については、6番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－6番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

（議案第88号の1番1から1番3を説明）

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第88号の1番1から1番3は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第88号の1番1から1番3は、原案のとおり可決されました。

6番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

－6番出席－

○議長（会長）

続きまして、議案の2番を審議します。

なお、本案については、4番　○○委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

－4番退席－

事務局の説明を求めます。

□事務局

（議案第88号の2番を説明）

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第88号の2番は原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第88号の2番は、原案のとおり可決されました。
4番○○委員の除斥を解き、出席を求めます。
－4番出席－

○議長（会長）
続きまして、議案第88号の3番1以降を審議します。
事務局の説明を求めます。

□事務局
（議案第88号の3番1以降を説明）

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑がある方は、挙手願います。
―質疑応答―

○議長（会長）
挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。
議案第88号、貸借（たいしゃく）権設定の3番1から15番2、所有権移転の16番から20番2については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。
―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第88号の3番1外33件は、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第89号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
（議案第89号を説明）

○議長（会長）

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第89号、貸借（たいしゃく）権設定の1番1から1番28は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

―「異議なし」の発言あり―

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第89号の1番1外27件については、すべて原案のとおり可決されました。

○議長（会長）

次に、議案第90号「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

（参照条文及び議案説明）

○議長（会長）

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

―質疑応答―

○議長（会長）

挙手がないようですので、採決いたします。

議案第90号1番から21番については、適当であるとの意見であります。

原案のとおり適当であるとの意見とすることに賛成方は、挙手願います。

○議長（会長）

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第90号1番外28件は、適当であるとの意見に決しました。

○議長（会長）

次に、議案第91号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

□事務局

（説明）

○議長（会長）

質疑を行います。
質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第91号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第91号は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第92号「五島市農業委員会会長、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の年額の報酬の支給に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□事務局
（説明）

○議長（会長）
質疑を行います。
質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第92号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第92号は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
次に、議案第93号「五島市農業委員会事務局の設置、事務処理等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

□係長
（説明）

○議長（会長）
質疑を行います。

質疑はございませんか。
—「なし」という者あり—

○議長（会長）
質疑を終わり、採決いたします。
議案第93号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。
—「異議なし」という者あり—

○議長（会長）
ご異議なしと認めます。
よって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○議長（会長）
議題は以上で終了いたしました。

○議長（会長）
次に報告・協議事項に入ります。

報告・協議事項
(1) ながさき農業委員会1.1.1運動の各対策班報告について
(2) 会議等報告・予定について
(3) 農地法一部改正に伴う農地の権利移動にかかる下限面積の廃止について
(4) 非常勤特別職の報酬等の改定について
(5) 農地所有適格法人要件確認について
(6) その他
について報告

○議長（会長）
以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、令和4年度第11回五島市農業委員会総会を閉会致します。

＝午後 3 時 35 分　閉会＝

五島市農業委員会総会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

議　　長

署 名 委 員

署 名 委 員